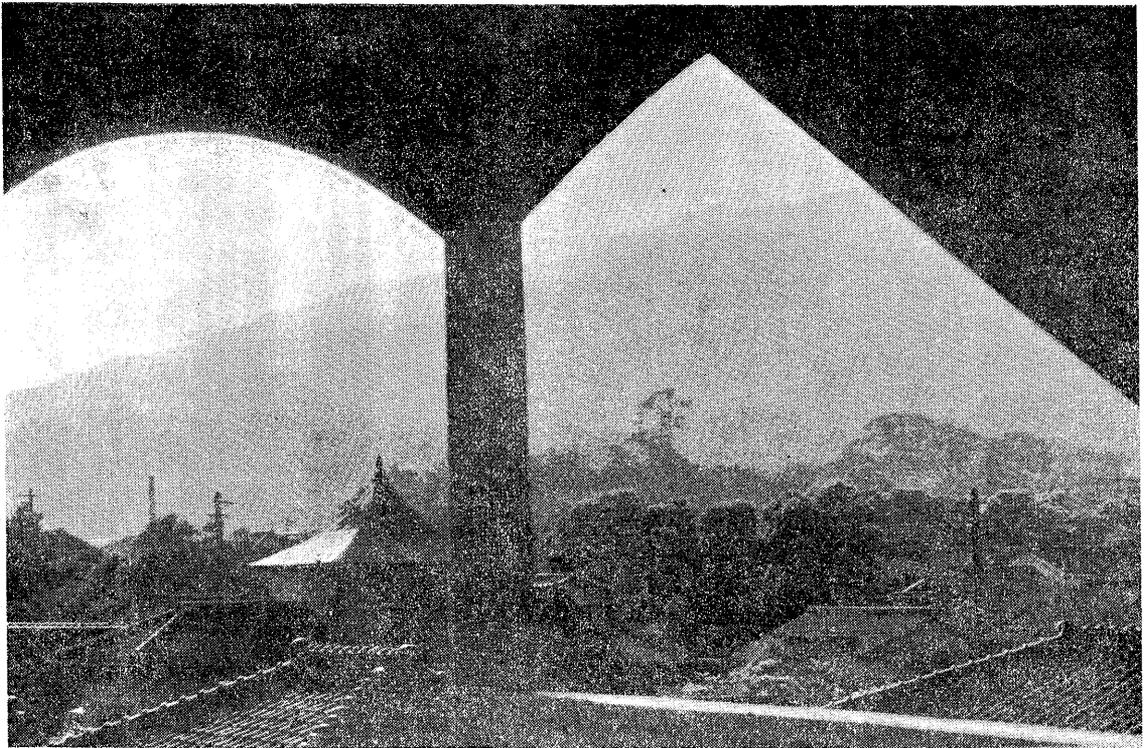


芦屋市  
弘報

# あしや

第13號

一月號



上芦屋暮色 (カメラダー入選作品)

あしや 第13号

## 目次

芦屋国際文化住宅都市 建設法	2
二月十一日に住民投票	3
こよみ	3
市議会	4
市教委彙報	5
二十四年度決算	6
社会教育委員条例	7
新職制について	11
檢察審査員	11
寄贈図書	11
市政メモ	11
各課だより	12
編集後記	12
表紙写真	森本伸一郎

# 芦屋国際文化住宅都市建設法

## 世界恒久平和と日本の自立に先鞭をつけた世界的平和都市の建設法

### 一、この建設法は日本に最初にして唯一のものであるという

去る第九臨時国会におきまして「芦屋国際文化住宅都市建設法」が両院を通過致しましたことは既に皆様御存知の事と存じますが、この法律がどんなものであるかと言ふ事は追而皆様の御家庭に「芦屋国際文化住宅都市建設法」と住民投票の「はなし」という冊子を御届け致しますから詳しい事はそれによつて知つて戴くとして、この法律の特殊性について簡単に申上げたいと存じます。

御承知の如く、現在日本には二百六十幾つの都市があります中に、今迄之と同じような特別都市建設法が制定せられませんでした。芦屋市は広島平和記念都市建設法、長崎国際文化都市建設法、東京の首都建設法、その外旧軍港転換法、国際観光温泉文化都市建設法、国際文化観光都市、そして神戸、横浜の国際港都建設法等、芦屋の国際文化住宅都市建設法と共に十七の都市であります。

即ち、二百六十幾つの都市の中で十七都市だけが特別法の保護を受けて世界的都市の建設を急ぐというのであります。特に芦屋は他の何れとも趣を異にするという事は、単なる物見遊山のな一時的観光客を対象とした観光都市建設法と違い、恒久的な、何時の世、何時の時にも変る事のない理想を目指しての、まことに地味であります。世界的な文化都市、世界的な住宅都市を造るのが目的であり、その為には旧軍閥が提唱するような国粹主義を捨て、広く世界に知識を求め、世界の文化を修める為、単に日本人のみならず外国からの観光客や実業家、教育家、宗教家、政治家達をも或は永住し、或は長期滞在も可能ならしめる国際文化住宅都市を建設する目的を持つてあります。

偶々最近になりました、M R Aその他種々の団体及政治家が数多く欧米各国に視察の海外渡航が認められ、相次いで帰朝して来られますが、そうした方々が、日本の観光とか或は来訪外人に対する施設について、又都市の形態、施設、美観について口を揃えて申される事は、日本の観光地や観光都市は一時的な来訪者、換言すると素通りのお客様だけを対象にしているが之では駄目であつて、本当に日本を世界に理解させ、又世界の文化を吸収するには、来訪外客の永住都市を造らねばいけないと言つておられるのであります。そして又、日本の街は汚い。道路は悪くて埃っぽい。ドライヴすれば車が損傷する。生活文化が低い。等も言われるのであります。

斯うした事を改善して世界都市に伍してゆくためには、その目的の為に都市の建設をはかるという建設法は実に十七都市の建設法の中でも、芦屋国際文化住宅都市建設法は唯一のものであり、日本において最初に制定せられたものであると誇りうるものであります。

よく巷間で耳にします事は、芦屋には何の文化施設も完備していない。又何の観光施設もない。に、国際文化住宅都市とは、おかしいではないか。という言葉であります。之は、いさゝか認識を欠くと申し上げてよいかと思ひます。

うした施設が完備しておりましたら建設法などを制定して国から補助金を多く貰い、国有地を無料でも下掛けを受けたりする必要はないのであります。今はそのような施設はないが、将来はどうしても必要だから、その為には芦屋市が單獨の力で施設するには財政上不可能な事であるので、何とかして國から補助金を載せて、芦屋市民の税金の負担が、いらぬ、之等の施設を造つて下さい。というのが建設法なのであります。

和条約の締結もされようとして現在の、余りにも小児病的恐怖症であつて、之では到底世界人になれないと考へるのであります。殊に、先にも述べましたように、芦屋市を外国人に提供しようというのではなく、日本人が世界人になる為、広く知識を世界に求め、世界の文化を修め、そして又日本の文化を世界に紹介する為、日本人のみならず、外国人も共に平和と幸福を享受する事の出来る、恰もスイスの様な国際文化住宅都市にしようというのであります。

(三頁三段に続く)

### 三、芦屋に居留地や租界は存在しない

神経質で取越苦勞性の人は、或は外国人が芦屋に住むようになると、居留地や租界のようなものが出来なだらうかと心配するかも知れません。或は又、どこからか風の便りにそんなデマが飛ばないとも限りません。然し、そういつたものは幕末や、明治の初めなら知らず、最近の世界状況では完全なる法治國に、そのような治外法権が認められるという事は絶対あり得ない事であり、近く日本が完全な法治國として認められて講

### 四、法律の題名「芦屋国際文化住宅都市建設法」の解釋

この題名は実に、その法律の全趣旨を余すところなく簡潔に表現しているのであります。分り易く、くだいて申しますなれば、「芦屋市を国際都市であり、文化都市であり、且つ住宅都市であるように建設するため法律」ということになるのであります。

ここに国際都市というのは、従来の国内における地方的な都市に對立する言葉で、広く国際的な立場からその都市としての在り方を規定される都市を指しているのであります。

# 本年二月十一日 住民投票が行われます

第九臨時国会において、芦屋市国際文化住宅都市建設法が通過しました。これは芦屋市にのみ適用される特別法であつて、市民の賛否投票に付せられることになりました。

この投票は本年二月十一日(日曜日、旧紀元節)に執行されます。

この法案の内容については別に市主管課から詳細な説明がありますので、には省略しますが、要は芦屋市将来の建設の根本方針を策定したものであり、「吾等の芦屋市」をいかに建設するかという最も身近の事柄についての投票でありますから、市民の方は当日棄権のないよう必ず投票いたしましょう。

投票の結果過半数の賛成があつたときは右の法案の議決が確定する。

## 今月と來月のこよみ

1月1日	元旦	午前6時後分24 午後5時56分11 出時入時11日7日4日旧日
6日	小寒	成人の日
7日	七種粥	
10日	十日開	
11日	鏡開	
15日	小豆粥	
18日	土用	
21日	大寒	
25日	初天	
28日	初不動	
2月1日	日分	午前6時後5 午後12時26分25日
4日	節立	
5日	立春	
11日	初雨	
19日	雨水	

次に文化都市とは、文化の香り高い都市であつて、多くの文化人、知識人と、各般の都市的文化施設の整備充実した都市であり、住宅都市とは、申す迄もなく住宅を都市経営の重点としている都市でありまして、他の工業都市、商業都市に対する言葉として、その市の主体を構成するものが住宅経営であるという事を意味するのであります。

すから市が無理のない範囲で仕事をすればよいのであります。が、それだけでは仕事はかたどらないから第四條及第五條の定めは特に芦屋市の爲に特別の權利を與えようという國の好意

すから市が無理のない範囲で仕事をすればよいのであります。が、それだけでは仕事はかたどらないから第四條及第五條の定めは特に芦屋市の爲に特別の權利を與えようという國の好意

すから市が無理のない範囲で仕事をすればよいのであります。が、それだけでは仕事はかたどらないから第四條及第五條の定めは特に芦屋市の爲に特別の權利を與えようという國の好意

(四頁五段に続く)



市議会

十二月十六日臨時市議会

報告第三号、処分報告の件  
起債議決変更の件に付報告し  
て承認を求めたものである。  
専決第七号、起債議決変更の件  
処分書。

議案第九号、市報酬費用弁償  
及び実費弁償並びにその支給  
に関する条例中改正の件。  
議案第九号、市社会教育委員  
に関する条例制定の件。

これは全六条より成り、委員  
定数(十二名)任期(二年)待  
遇等を規定したものである。  
議案第九号、市職員退職料遣  
族扶助料条例中改正の件。

これは市役所に左の三部一室  
十五課を設けることを規定した  
ものであつてその構成は次の通  
會計課

市長室—秘書課、企画調査課  
公安課  
總務部—庶務課、税務課、戸  
籍課、事業課  
民生部—経済課、厚生課、衛  
生課  
建設部—都市計画課、土木課  
建築課、水道課  
議案第九号、市職員定数条例  
改正の件。市職員の定数を左  
の如く改定するもの、即ち  
(一)市長の事務部局の職員、  
通計二二五

(一)一般職員、吏員七五、  
その他の職員一一〇計一八五  
(二)公企業職員、(イ)水  
道三二、(ロ)浴場八  
(三)議会の事務部局の職員  
計五  
(四)選挙管理委員会の事務部  
局の職員 計四  
(五)監査委員の事務部局の職  
員 計二

(六)農地委員会の事務部局の  
職員 計二  
(七)農業調整委員会の事務部  
局の職員 計一  
(八)教育委員会の事務部局の  
職員、吏員一九 その他の職  
員五 計二四

(九)教育委員会の所管に属す  
る学校幼稚園の長及び教職員  
小学校長及び教員一四六、同  
養護教員四、小学校事務職員  
四、中学校長及び教員七六、  
同養護教員二、同事務職員二  
幼稚園長及び教員一五、計二  
四九

(十)警察職員、警察吏員六五  
その他の職員二〇 計八五  
(十一)消防職員、消防吏員七  
八、その他の職員六 計八四  
總計六五七  
議案第九号、市職員給与条例  
中改正の件。  
議案第九号、市警察職員給与  
条例中改正の件。

宮川小学校給食室新設工事に  
ついて競争入札に付さず  
随意契約する案である。  
議案第一〇二号、部落有財産処  
分の件。  
森林八ヶ部落共有山(本庄山  
)の一部を売却して代金は各部  
落の持分に配分する案。  
議案第一〇三号、宮川小学校復  
旧事業費起債の件  
右目的のため預金部簡保局等  
より五百万円を借入れようとす  
るものである。  
議案第一〇四号、宮川小学校復  
旧事業費起債の件。  
前同様目的のため三百六十万  
円を借入れる案。  
議案第一〇五号、山手中学校建  
設費起債の件。  
右目的のため金五百万円を借  
入れる案。

議案第一〇七号、昭和二十五年  
度市歳入出追加更正予算(第  
六号)  
議案第一〇八号、昭和二十五年  
度市特別会計上水道費追加予  
算(第五号)  
議案第一〇九号、同浴場費追加  
予算(第一号)  
以上全部原案可決

十二月二十五日  
急施臨時市議会  
議案第一一〇号、土地買収の件  
議案第一一一号、昭和二十五年  
度市歳入出追加予算(第七号)  
議案第一一二号、昭和二十五年  
度市特別会計上水道費追加予  
算(第六号)  
議案第一一三号、同浴場費追加  
予算(第二号)  
議案第一一四号、同地方競馬費  
追加更正予算(第三号)

この法律は普通の法律と違い  
まして、芦屋市だけが特別な取  
扱ひを受ける為の法律でありま  
すから、之は憲法の第九十五条  
にいう特別法でありますので、  
噛みくだいて申しますと、政府  
は芦屋市をこうして特別の取扱  
いをしてやるかと思つて、芦屋  
市民の皆さんは之に賛成して特  
別の扱ひを受けるか、それとも  
反対して國の援助を特別に受け  
なくつて今迄通りでやつて行く  
か、どちらにしますか、という  
事を問うのが二月十一日の住民  
の賛否投票であります。

七、住民投票は  
二月十一日  
相共にさそいあわ  
せて是非投票

市は民生安定の上にも役立つ  
行くと考えられるのでありま  
す。  
市民の皆様は、充分この法律  
を理解して下さいまして二月十  
一日の投票日には、賛成か反対  
かを御投票下さい。  
今迄の選挙と違つて、私共の  
住むこの芦屋が、住みよい、明  
るい、理想的な住宅都市になる  
か、ならないかということ、  
直接皆様の生活につながる事  
ありますから、絶対に棄権のな  
いように、相たがい誘ひ合  
せて是非御投票下さいませう  
特に御願ひ申します。

同条例案(了承)  
(三)市職員退職料遺族扶助料  
条例中改正の件(了承)  
(四)市警察職員給与条例中改  
正の件(了承)  
(五)市職員給与条例中改正の  
件(了承)  
(六)市職員定数条例改正の件  
(了承)  
(七)市役所部室課設置条例制  
定の件(了承)  
(八)宮川小学校復旧費山手中  
学校建設費及び庶民住宅建設費  
起債の件(了承)  
宮川小学校五〇〇万円、同三  
六〇万円、山手中学校五一〇  
万円、庶民住宅五〇〇万円  
(九)昭和二十五年年度一般会計  
追加予算の件  
八、七〇六、〇七七円(了承)  
(一〇)昭和二十五年年度上水道  
費追加予算の件  
二、一六四、三〇〇円(了承)  
(一一)昭和二十五年年度浴場費  
追加予算の件  
八、二八〇円(了承)

常任委員会

十二月八日

以上原案可決  
民生経済委員会  
(一)市民病院敷地の件  
六麓荘町及び朝日ヶ丘町の敷  
地予定地を視察の上決める。  
(二)災害復旧住宅建設につ  
いて、  
打出大東町に二〇戸建設、  
(三)中小企業融資について  
十二月一日現在融資状況報告  
(四)追加予算(了承)

八、二八〇円  
一、四五八、三六四円  
三、四六、九七〇円  
九三、七〇〇円  
以上了承  
建設委員会  
(一)土木課関係追加更正予算  
一、四五八、三六四円  
(二)水道課関係追加更正予算  
二、一六四、三〇〇円  
以上了承  
(三)その他

(一)保健所廳舎増築敷地整  
地の件  
整地工事は市が行い、それに  
より生じた土は宮川校の盛土  
工事に使用する。

(二)市営住宅の附帯工事入  
札のこと  
水道、電気、畳等の競争指名  
業者は従来通り市当局に一任  
する。  
(三)宮川小学校モデル給食  
室建築について、建物、電気、  
水道は現在校舎建設施工中の  
各業者に随意契約する。  
(四)駅前道路舗装工事に  
ついて  
(五)各工事進捗状況の報告  
以上了承

警察消防委員会  
(一)警察消防職員の退職給与  
金に関する在職年数の通算につ  
いて(了承)  
(二)市職員定数条例につ  
いて(警察消防関係)警察消防  
職員を市の分に含める。  
(三)芦屋市警の一般現況(警  
察署長より説明)

十二月十三日  
總務文教委員会  
(一)市報酬費用弁償及び実費  
弁償並びにその支給に関する条  
例中改正の件  
「教育委員会委員月額三千元  
」  
「教育委員会委員長月額千五  
百元」  
「教育委員会副委員長月額  
千円」を加える。(了承)  
(二)市社会教育委員に関する  
条例制定の件

同条例案(了承)  
(三)市職員退職料遺族扶助料  
条例中改正の件(了承)  
(四)市警察職員給与条例中改  
正の件(了承)  
(五)市職員給与条例中改正の  
件(了承)  
(六)市職員定数条例改正の件  
(了承)  
(七)市役所部室課設置条例制  
定の件(了承)  
(八)宮川小学校復旧費山手中  
学校建設費及び庶民住宅建設費  
起債の件(了承)  
宮川小学校五〇〇万円、同三  
六〇万円、山手中学校五一〇  
万円、庶民住宅五〇〇万円  
(九)昭和二十五年年度一般会計  
追加予算の件  
八、七〇六、〇七七円(了承)  
(一〇)昭和二十五年年度上水道  
費追加予算の件  
二、一六四、三〇〇円(了承)  
(一一)昭和二十五年年度浴場費  
追加予算の件  
八、二八〇円(了承)

市教育委員会彙報  
十二月二十日  
第一回臨時委員会  
一、議案  
(一)議案第三号、市教育委員  
会規則継続審議  
(二)議案第十二号、事務引継  
書に関する事、市長より本  
会に対し事務引継のため送付  
された事務引継書及び演述書  
に関する件  
(三)議案第十三号、昭和二十  
五年年度教育費追加更正予算に  
ついて  
市長に送付する予算(第二回  
)見積書を提出したもの  
(四)議案第十四号、教育委員  
会所管に属する職員に対する  
年末手当支給に関する事。  
右見積書原案を提出するもの  
(以上可決)  
二、協議事項  
(一)昭和二十六年年度予算編成  
上の要点について  
(二)学校の冬期休業に関する  
事  
(三)その他  
三、報告事項  
(一)市報酬費用弁償及び実費  
弁償並びにその支給に関する  
条例中改正条例の市会に於て

原案通り可決されたこと。  
(二)市社会教育委員に関する  
条例設定の市会に於て原案通  
り可決されたこと  
(三)市職員退職料遺族扶助料  
条例中改正条例の市会に於て  
原案通り可決されたこと  
(四)市職員定数条例中改正条  
例の市会に於て原案通り可決  
されたこと  
(五)市職員給与条例中改正条  
例の市会に於て原案通り可決  
されたこと  
(六)本年度教育費追加予算の  
市会に於て原案通り可決され  
たこと  
(七)市立精道小学校講堂建設  
促進について陳情書を受理し  
たこと  
(八)本会事務局職員に対して  
発令したこと  
(九)その他  
尚教育委員会の会議に付一言  
すると、次の如くである。  
年次定例会。毎年一回十二月一  
日に開く  
月次定例会。毎月六日以後の第  
一金曜日に開く  
臨時会。毎月二十一日、但し当  
日が休日に当る時はその翌日

市は民生安定の上にも役立つ  
行くと考えられるのでありま  
す。  
市民の皆様は、充分この法律  
を理解して下さいまして二月十  
一日の投票日には、賛成か反対  
かを御投票下さい。  
今迄の選挙と違つて、私共の  
住むこの芦屋が、住みよい、明  
るい、理想的な住宅都市になる  
か、ならないかということ、  
直接皆様の生活につながる事  
ありますから、絶対に棄権のな  
いように、相たがい誘ひ合  
せて是非御投票下さいませう  
特に御願ひ申します。

歳入科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	備考
					庶民住宅建設費補助金 4,604,625 小学校復旧費補助金 7,445,580
5 県支出金	5,536,386	5,122,758.05	5,122,758.05	-	生活保護費負担金 365,946 県税徴収交付金 654,935.05 復興事業費補助金 2,618,895
6 寄附金	7,030,657	1,775,009.59	1,775,009.59	-	川崎重工業KK 1,500,000 体育場施設費寄附金 芦屋市体育協会 74,784.69
7 繰越金	5,974,033	693,346.86	693,346.86	-	
8 雑収入	6,941,080	963,334.77	898,630.86	64,703.91	
9 市債	36,600,000	6,400,000.00	6,400,000.00	-	災害復旧費 1,000,000 戦災復旧費 5,400,000
小計	210,549,447	154,241,941.23	134,414,023.63	19,336,547.30	不納欠損額 491,370.30
特別会計					
上水道費	9,905,103	14,842,972.00	13,630,111.90	1,212,860.10	収入未済額は使用料、手数料 給水工事収入滞納額
浴場費	4,093,735	4,245,839	4,245,839	-	
地方競馬費	128,368,078	119,214,616.78	119,214,616.78	-	勝馬投票券発売金額 116,979,480 第1回 51,502,180 第2回 45,592,000 第3回 19,885,300
競輪事業費	141,721,394	141,721,394	141,721,394	-	勝者投票券発売金額 140,239,900
宝篋住宅建設費	569,350	569,350	569,350	-	一般会計繰入金 119,555
小計	284,657,660	280,594,171.78	279,381,311.68	1,212,860.10	
合計	495,207,107	434,836,113.01	413,795,335.31	20,549,407.40	不納欠損額 491,370.30

この条例は公布の日から施行する

附則

第六條 本条例施行に關し必要な事項は本市教育委員会が別に定める

第五條 委員が職務を行うために必要な研究調査及びその他の費用は予算の範囲内において弁償する

第四條 委員が弁償を受ける費用は鉄道賃、船賃、車馬賃、日当及び宿泊料の五種とし芦屋市職員給与条例別表第四、二等級(課長級に準ずる)相当額を支給する、その支給方法はすべて同条例を準用する

第三條 委員の任期は二年とし毎年一月社会教育法第十五條の規定により委嘱する補欠委員の任期は前任者の残任期間とする

第二條 委員の定数は十二名以内とする

第一條 社会教育法(昭和二十四年六月十日法第二百七号)第十五條に基き本市に社会教育委員(以下「委員」とする)を置く

芦屋市社会教育委員に關する條例

## 24年度の決算について

市町村の歳計は、予算に始まつて決算で終ります。決算をよく検討すると、その財政事務に有益なる参考資料ともなり、又いかなる事業をしてきたかの記録でもあります。別表(一)によつて、上水道費のほかは僅かに赤字を切り抜けたあとが分ります。別表(二)によつて歳入は競馬と競輪の益金収入が目立っています。別表(三)によつて歳出の主な事業として精中の建設、翠丘庶民住宅の建設、体育場と城山の施設などがあります。別表(四)(五)によつて支出の内訳が分ります。なお詳細なことについては後日告示されます。今回は特別会計を分析してみましよう。(みつばち生)

### 別表(一) 収支計算書

経済別	収入額	支出額	翌年度へ繰越額	備考	
一般会計	134,414,023.63	134,029,055.25	384,968.38		
特別会計	上水道費	13,630,111.90	8,554,125.02	5,075,986.88	
	浴場費	4,245,839.00	4,062,836.55	183,002.45	
	地方競馬費	119,214,616.78	119,162,468.84	52,147.94	
	競輪事業費	141,721,394.00	141,595,340.53	126,053.47	
	宝篋住宅建設費	569,350.00	564,141.00	5,209.00	
計	413,795,335.31	407,967,967.19	5,827,368.12		

### 別表(二) 歳入計算書

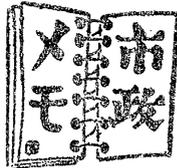
歳入科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	備考
1 市税	70,662,461	88,235,845.39	68,800,733.84	18,943,741.25	不納欠損額 491,370.30 収納率78%
市民税	7,850,000	9,995,543.09	8,179,106.69	1,750,521.70	
地租附加税	4,669,375	4,887,770.80	4,382,770.65	497,103.75	
家屋税附加税	7,461,000	8,029,531.10	7,452,139.95	536,728.65	
事業税附加税	5,800,000	11,779,708.90	2,993,263.60	8,499,704.00	
不動産取得税附加税	11,712,076	15,425,099.45	11,337,670.10	4,056,231.65	
地方配付税	21,192,000	21,192,000.00	21,192,000.00	-	
2 公営企業及び財産収入	38,601,149	26,229,784.38	26,203,650.34	26,134.04	競馬会計益金収入 8,167,415 競輪会計益金収入 9,802,247 上水道会計益金収入 1,335,832 海水浴場収入 616,482.15 財産売却代金 5,929,570
3 使用料及び手数料	3,789,110	3,844,031.19	3,544,763.09	299,268.10	
4 国庫支出金	35,414,571	20,975,131.00	20,975,131.00	-	生活保護費負担金 2,958,000 復興事業費補助金 4,864,741

別表(四) 支出内訳書

歳出節科目	当初予算額	追加予算額	計	支出額	備考
1 報酬	1,059,600	—	1,059,600	1,001,294.00	支出額が予算額よりも多いものは科目流用による
2 吏員給	8,083,320	—	8,083,320	7,849,572.00	
3 給料	9,666,588	—	9,666,588	9,791,325.75	
4 旅費	372,000	1,563,462	1,935,462	2,134,027.20	
5 職員手当	8,451,143	436,369	8,887,512	8,168,820.05	
6 手当	781,082	289,600	1,070,682	704,214.60	
7 恩給費又は退職料	262,776	1,002,381	1,265,157	1,147,365.65	
8 報償費	117,500	439,890	557,390	511,649.00	
9 賃金	1,405,952	883,625	2,289,577	1,811,431.80	
10 交際費	1,229,000	770,000	1,999,000	1,996,676.00	
11 消耗品費	2,641,017	228,027	2,869,044	1,606,608.50	
12 燃料費	690,959	356,805	1,047,764	866,454.19	
13 食糧費	986,500	287,400	1,273,900	1,622,028.40	
14 印刷製本費	1,068,256	246,870	1,315,126	916,882.87	
15 光熱水費	274,440	22,000	296,440	341,304.52	
16 通信運搬費	460,840	67,600	528,440	492,029.14	
17 保管費	—	—	—	—	
18 広告料	5,000	10,000	15,000	15,245.00	
19 手数料	9,478	—	9,478	3,107.60	
20 借料及損料	217,864	98,913	316,777	292,502.20	
21 筆耕翻譯料	—	7,000	7,000	7,000.00	
22 委託料	2,629,000	3,470,000	6,099,000	5,885,889.00	
23 修繕料	1,029,961	1,027,076	2,057,037	1,951,408.41	
24 工事請負費	78,767,169	19,555,619	98,322,788	34,623,057.09	
25 備品費	2,973,758	2,793,917	5,767,675	5,526,797.05	
26 原材料費	55,500	121,188	176,688	151,391.40	
27 買上金	37,500	—	37,500	29,527.50	
28 施設費	1,125,001	8,336,305	9,461,306	6,598,689.36	
29 賠償及償還金	651,859	1,594,752	2,246,611	2,134,065.15	
30 利子及割引料	1,700,600	1,908,800	3,609,400	3,624,752.85	
31 補償金補填金	—	19,636	19,636	—	
32 負担金補助及交付金	8,651,425	12,982,312	21,633,737	21,024,484.24	
33 保険料	12,300	—	12,300	12,300.00	地方競馬費 459,397
34 他会計へ繰出	—	3,556,720	3,556,720	2,856,720.00	浴場費 2,277,768
35 貸付金	—	4,170,000	4,170,000	4,071,232.50	宝籤住宅建設費 119,555
36 投資及出資金	—	—	—	—	
37 積立金	2,288	—	2,288	2,287.00	
38 繰替金	211,002	—	211,002	—	繰替金 166,459.27
39 扶助費	8,089,002	—	8,089,002	3,773,415.22	全額戻入
40 寄附金	—	483,500	483,500	483,500.00	
41 公課費	—	—	—	—	
42 繰上充用金	—	—	—	—	
43 予備金	100,000	—	100,000	—	充用額 工事請負費へ 43,301.55 委託料へ 51,837.80
計	143,819,630	66,729,767	210,549,447	134,029,055.25	

別表(三) 歳出計算書

歳出科目	予算現額	支出額	残額	備考	
1 議会費	4,346,506	4,301,767.85	44,738.15		
2 市役所費	35,880,797	35,325,284.13	555,512.87		
3 警察消防費	16,323,844	16,313,073.84	10,770.16	警察組合費負担金 12,691,159 消防組合費負担金 2,772,111	
4 土木費	3,894,480	3,739,297.64	155,182.36	水害復興土木工事費負担金 1,225,973	
5 教育費	75,417,340	17,276,632.24	△ 21,484,048.00 36,656,659.76	精道中学校新営費 7,988,109.36 △印事業繰越額	
6 社会及び労働施設費	31,272,722	17,016,923.75	△ 9,811,325.00 4,444,473.25	生活扶助費 3,773,415.22 分譲住宅敷地買収費 1,316,630 翠丘庶民住宅新営費 10,596,403.40	
7 保健衛生費	8,679,399	7,208,786.40	1,470,612.60	伝染病予防費 1,398,785.04 汚物掃除費 1,256,515.45 綜合体育場施設費 2,311,971.25 海水浴場費 942,981.20	
8 産業経済費	1,257,924	957,075.15	300,848.85		
9 復興事業費	9,771,733.55	9,765,948.55	5,785.00	土地区劃整理事業費 3,030,086.30 街路事業費 5,611,767 下水道復旧事業費 140,468 街路整地事業費 983,627.25	
10 財産費	327,101	296,747.92	30,353.08		
11 統計調査費	410,600	337,016.00	73,584.00		
12 選挙費	1,141,925	1,032,448.00	109,476.60	参議院地方選出議員補欠選挙費 373,063.60	
13 公債費	5,839,263	5,740,381.03	98,881.97	元利償還金 4,918,943.43 一時借入金利子 820,830	
14 諸支出金	15,980,951.80	14,717,672.35	1,263,279.45	税務署充用建物建築費 2,319,720 城山開発費 718,500 特別会計へ繰出金 2,856,720	
15 予備費	4,860.65	—	4,860.65	諸支出金へ充用 51,837.80 復興事業費へ充用 43,301.55	
小計	210,549,447	134,029,055.25	△ 31,295,373.00 45,225,018.75	△事業繰越額	
特別会計計	上水道費	9,905,103	8,554,125.02	△ 474,100.00 876,877.98	阪神上水道市町村組合分賦金 665,493.97
	浴場費	4,093,735	4,062,836.55	30,898.45	清水町浴場建築工事費繰越分 1,328,816.60
	地方競馬費	128,368,078	119,162,468.84	9,205,609.16	払戻金 75,593,664 一般会計へ繰出金 8,167,415
	競輪事業費	141,721,394	141,595,340.53	126,053.47	払戻金 103,946,570 一般会計へ繰出金 9,802,247
宝籤住宅建設費	569,350	564,141.00	5,209.00		
小計	284,657,660	273,938,911.94	△ 474,100.00 10,244,648.06	△事業繰越額	
合計	495,207,107	407,967,967.19	△ 31,769,473.00 55,469,666.81		



12月11日 県下助役会(本市当番)

十二月二十二日新職制に基づき... 市役所並びに市教育委員事務局長の発令に引きつづき...

市役所並びに市教育委員事務局長の新職制について

庶務課(田村三三) 庶務係(西田治郎) 経理係(畑中一郎) 衛生課(土居盛一) 衛生係(越賀敏夫)...

市教育委員事務局長(三枝秀行) 庶務課(尼子定夫) 庶務係(佐藤良則) 施設係(古藪季造)...

★ 検察審査員について 検察審査員の予定者十二人の抽せんが一月五日午前十時から...

★ 圖書の寄贈 図書館存立の趣旨を理解され寄贈された圖書は累計三二五冊...

- 12日 警察消防委員会。企画委員会。越年三大運動市中宣伝。近畿税務協議会...

1月 4日 御用納め式。保健所地鎮祭。御用始式。消防出初式。

信保貞子氏 赤木邦輔万葉集問答、日本古典全集万葉集略解...

別表(五) 特別會計支出内譯書

Table with 6 columns: 歳出節科目, 上水道費, 浴場費, 地方競馬費, 競輪事業費, 宝篋住宅建設費. Rows include items like 報 酬, 更 員, 給 料, etc.

# 各課だより

## ★督税班くり出す

税務課では滞納税金特に過年度分及び固定資産税第一期分の未納を一掃するため、十二日越

を行つて市民に訴えたが更に年の瀬もおしつまつた二十日から二十五日まで係員を以て十五班を編成し各班は平均三ヶ町を受持ち滞納者を戸別訪問して督促に拍車をかけて多大の成績を挙げることができた。(税務課)

## ★近畿税務協議会開かる

十二月十二、十三両日、有馬で近畿税務協議会が開催され本市からも係員が出席、地方財政委員会吉瀬事務官の固定資産(償却資産)の説明あり質疑応答や又各市から持ち寄りの提案問題について活潑な研究が行われた。(税務課)

## ★供米完了

本市の供米は十二月八日を以

て百パーセント完了、県下第二位の好成績を収めた(経済課)

## ★スキー講習會

一月十三日から十五日まで神戸山で市民スキー講習會が開かれた。(市教委、文化課)

## ★歳末援護「愛の運動」の成果

県民越年三大運動の一環として取り上げられた「愛の運動」について市では各学校や各種団体の熱心な協力を得て活動をつづけていたがお蔭をもつて優秀な成果を収めることができた。今その大要をのべると

### 一、物資持ち寄り運動

十二月十五日から二十日まで各学校、日赤奉仕団、その他一般の手をわづらわして運動した結果が衣料八八二点、学用品三〇〇点、雑品一〇六六計一、二八八点現金九、六五〇円が集つた。これを二十五日に要援護者五五五人、要援護児童生徒二四六人に配分を了した。

### 二、未引揚留守家族の慰問激励

右該当三十一留守世帯に対し十二月二十五日慰問品及び慰問状を贈つて慰問し且つ激励した三、白菊会の結成  
十二月十六日に市内未亡人二五〇名が芦屋会館に参集白菊会(未亡人共励会)が結成された。慰藉激励があり、慰問品贈呈、

映画鑑賞で一日の歓をつくし、お互に明日への希望を力強く誓い合つた。(厚生課)

## ★目標額を突破した共同募金

昭和二十五年度の共同募金は去る十月一日から十二月二十八日まで三月に亘つて行われ係員のひと方ならぬ努力がつけられた。その結果は目標額五八二、〇〇〇円を突破する輝かしい成績を収めることができた。即ち

戸別募金 五〇七、二九〇円

街頭募金 一八、一二六円六〇銭

学校募金 四八、二〇一円〇六銭

特殊募金 九、〇〇〇円

計 五八二、六一七円六六銭

尙右のうち街頭募金の内訳は

打出教会 田淵薫明氏 九、〇二一・〇〇

打出仲よしクラブ由良与市氏 二、四〇〇・〇〇

芦屋川教会 小島伊助氏 一、五九三・六〇

山手教会 近藤良輩氏 一、三九二・〇〇

仲よし子供会 小林彰氏 二、七二〇・〇〇

三田谷治療教育院三田谷啓氏 一、〇〇〇・〇〇

合計 一八、一二六・六〇

(厚生課)

## ★第三回予防接種の實施

衛生課では百日咳及びジフテリアの予防接種を左の通り実施した。

百日咳予防接種、生後三月より六月までの乳児、十一日打出公会堂、十二日安楽寺、十三日芦屋公会堂、ジフテリア予防接種、生後六月より十二月までの乳児十七日安楽寺、十八日芦屋公会堂、十九日打出公会堂、時間は凡て午後一時半から三時迄料金は前者九十円、後者二十円(衛生課)

## ★驛傳競走

県主催駅伝競走が一月二十、廿一両日開かれる。上郡から神戸市県廳前までのコース、本市からも代表選手十三名が参加。(市教委、文化課)

## ★成人の日の催し

一月十五日の成人の日を記念して市教育委員会で芦高講堂で午後一時から次の催しをした

1、成人の日を迎えて私の抱負(青年代表)

2、青年に望む(父母代表)

3、父母に望む(青年代表)

4、私の希望、理想(少年代表)

表) 二、リクリエーション

映画「火山脈」上映 その他いろいろ (文化課)

◆新年おめでとうございませう。

芦屋市 弘報「あしや」はこの正月で十三号を重ねましたが、今回内容外編ともに従来の型を破つて、新たな構想の下に新しい第一歩をふみ出す事になりました。内容にあつては市政と密接な関係のある決定的、啓蒙的な情報を中心として掲載することとして皆様により良くこの方面の御参考に供するよう留意し、ひいては市役所の仕事に御理解を頂き、お気づきの点は種々御教示を仰ぎたいと思ひます。

◆体裁もB6を倍型のB5に改めて紙面の効率を高め闊達に便ならしめるように工夫しました。そして弘報の一層の普及化を計るべく考えています。

◆今までの「あしや」の読者の方々には大分固苦しくお感じになるかも知れませんが、弘報本来の性格を御理解の上、その仕事の健やかな発展のため御支援を下さることを切に望んで止まぬ次第であります。(西田)

芦屋市弘報第十三号  
昭和二十六年一月二十日発行(月刊)

編集人 西田 増 蔵  
発行人 猿丸吉左衛門  
芦屋市精道町九三  
発行所 芦屋市役所